

令和 7 年 5 月
東 京 税 関

関 係 各 位

経済産業省における輸出入取引法の執行強化について（協力依頼）

平素より税関行政にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

今般、経済産業省において「輸出時の虚偽の原産地表示は輸出入取引法に違反する」等の旨広報するため、別添のリーフレットを作成したとの連絡がございました。

関係各位におかれましては、業務を行っている中で輸出の原産地虚偽表示について何かお気づきの点等がございましたらリーフレットに記載の経済産業省貿易管理部貿易管理課まで情報提供いただければと存じます。

※個別情報収集体制（本関地区）に基づき各通関部門に対して情報提供いただく形でも差支えございません。

（ご参考）

輸出入取引法におきまして、「輸出時の原産地の虚偽表示」は同法第 2 条第 2 号により「不公正な輸出取引」とし同法第 3 条で禁止されておりますが、現時点では関税法第 70 条の規定による他法令確認手続には含まれておりません。

<経済産業省HP>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/06_yutori/yutori.html

【問合せ先】

業務部

管理課（下記以外）

電話：03-3599-6329

通関総括第 3 部門（情報提供）

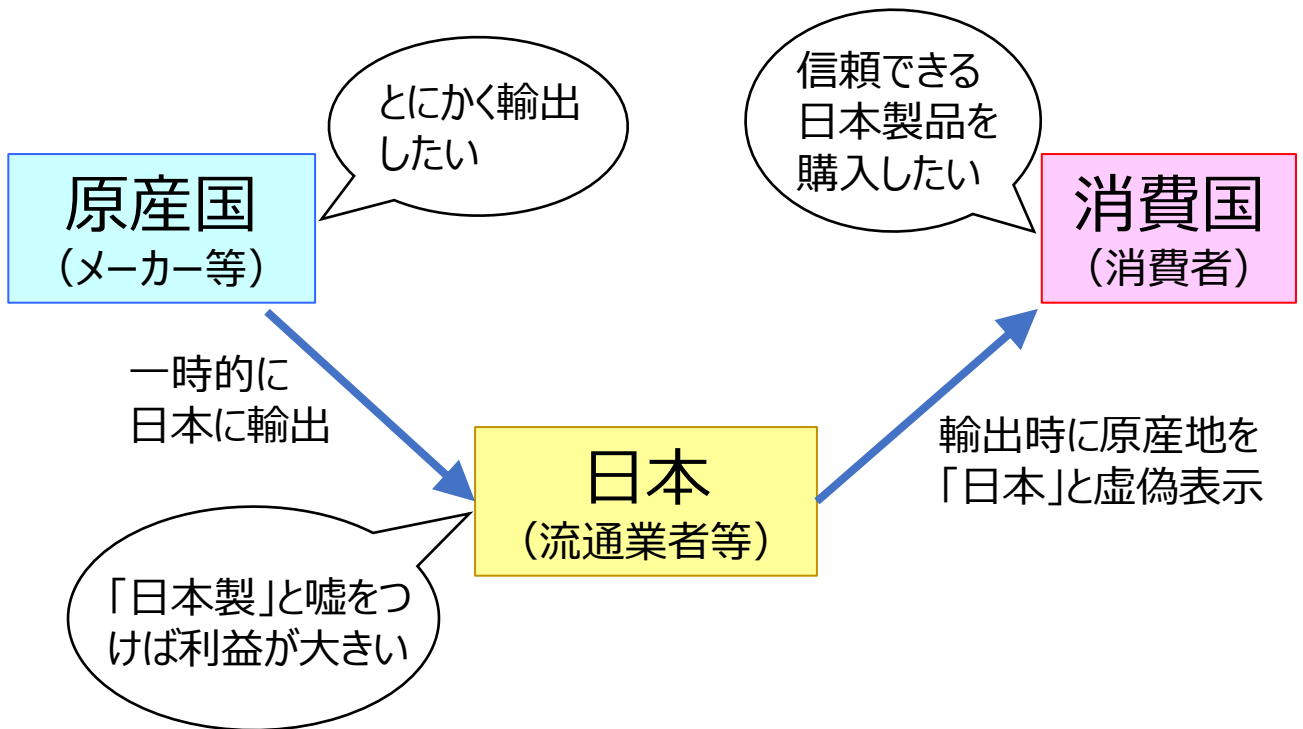
電話：03-3599-6340

通関総括第 4 部門（輸出通関）

電話：03-3599-6341

正しく**原産地**を表示していますか

輸出時の**虚偽の原産地表示**は
輸出入取引法違反です！！



虚偽の原産地表示には、様々なリスクが！

リスクの例

- 最大1年間の輸出停止
- 戒告、指導
- 処分の公表
- 取引先、金融機関との関係悪化、取引停止
- 関係機関による調査



1. 虚偽の原産地表示などが認められた場合、**経済産業省からお話をうかがいます**（強制的に報告を求めることもあります）
2. 品目又は仕向地を定め、**最大1年間貨物の輸出が停止される**可能性があります
3. 政府機関、金融機関、取引先との関係で**事業に大きな影響が及ぶリスク**があります



少しでも気になることがあれば
経産省に相談してください

関連法令

輸出入取引法

検索



相談先

経済産業省 貿易管理部 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

Mail : bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp